

## 借地権申告について（三田五丁目西地区）

三田五丁目西地区におきましては、敷地の整序・集約化による木造建築物の密集の解消に併せて都市基盤を整備するとともに、商業、工場、居住及び業務機能を適切に配置するなど、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新により、安全で快適かつ緑豊かな複合市街地の形成を目標とし、令和5年10月に都市計画決定が告示されました。

このたび、三田五丁目西地区市街地再開発組合の設立発起人から、三田五丁目西地区第一種市街地再開発事業の施行地区となるべき区域の公告申請がありましたので、施行地区となるべき区域の公告をいたしました。

区域内の宅地について未登記の借地権を有する者は、都市再開発法第15条第2項において準用する、同法第7条の3第3項及び同法施行規則第10条の規定に基づき、下記のとおり、借地権の種類及び内容の申告が必要です。

### 記

#### 1 借地権申告について

当該公告があった日から起算して30日以内に、港区長に対し、申告が必要です。

【 期 間 】 令和6年3月28日（木）～令和6年4月27日（土）※消印有効

【 方 法 】 ①紙による提出（郵送又は直接）  
港区ホームページの様式をご使用ください。

②港区電子申請ポータルサイトによる提出  
申告方法の詳細は以下 URL をご確認ください。  
<https://logoform.jp/form/Mt5V/511922>

【 提出先 】 〒105-8511 港区芝公園一丁目5番25号  
港区街づくり支援部 開発指導課 再開発担当宛

◎ お問い合わせ先  
港区街づくり支援部 開発指導課 再開発担当 野並、林  
電話：03-3578-2246